

神山町農業委員会

議 事 録

平成30年3月26日開催

神山町農業委員会議事録

平成30年3月26日神山町農業委員会を
神山町役場すだち（201）において開催

・出席農業委員は次のとおり（12人）

1番	相原 利章	2番	佐々木 善兼	3番	井上 善司
4番	森 三千子	5番	武市 佐市	7番	河野 宏吉
8番	森 昌槻	9番	森本 孝夫	10番	中西 隆子
11番	加藤 宏行	12番	竹本 公三	13番	田中 久博

・欠席委員 6番 田中 一重

・出席農地利用最適化推進委員は次のとおり（3人）

広野地区 一宮 美行
下分、左右内、上分地区 栗飯原充志
下分、左右内、上分地区 上田 一夫

・欠席農地利用最適化推進委員は次のとおり（3人）

阿川地区 阿部 銀一郎 鬼籠野地区 河野 一弥
神領地区 新宅 由行

・本会議に出席した職員は次のとおり

事務局長 相原 英夫 主査 阿部 公成 業務員 藤井 康弘

1. 開会

局長「定刻が参りましたので、農業委員会を開会していただきたいと思ひます。本日は、6番田中一重委員さんより欠席の連絡がありましたので報告させていただきます。13名中12名の方に参加いただいておりますので総会が成立しておりますことをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員の阿部さん、河野さん、新宅さんは欠席となっております。

また、本日は後藤町長、大野副町長ともに公務のため、欠席との連絡がありましたのでご報告させていただきます。

それでは、田中会長に挨拶をお願いいたします。」

(田中会長挨拶)

局長「ありがとうございました。ここからは神山町農業委員会会議規則第5条により、田中会長に議長を務めて頂き、以降の議事進行をお願いいたします。」

2. 開会宣言

会長「それではただいまから、神山町農業委員会を開会いたします。」

(午後2時32分)

3. 議事日程報告

議長「それでは本日の議事日程を報告いたします。本日の会議の議事日程はお配りしてある議事日程表のとおりでございます。」

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 日程第4 議案第8号 農地利用最適化推進委員の辞任届について

議長「それでは只今より議事に入らせていただきます。」

4. 議事録署名者指名

議長「神山町農業委員会会議規則第18条により議事録署名者を指名いたします。9番森本孝夫委員さん、10番中西隆子委員さんをお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の阿部主査を指名します。」

5. 議案第6号について

議長「議案第6号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局に議案の朗読をお願いいたします。」

局長「議案書の3ページをご覧ください。」

(議案朗読)

議長「それでは、事務局より受付番号3番について説明をお願いいたします。」

局長「説明をいたします。本件の譲渡人の●●●●さんから譲受人の●●●●●さんへ畑4筆を売買する案件です。

4ページから7ページに申請地の謄本を添付しております。内容に問題は特にありません。

申請地の場所についてですが、8ページに位置図、9ページから12ページに公図を添付しております。申請地は●●さんが既に購入済みでリフォーム等を開始している●●さんの旧屋敷の周辺に位置しています。13ページ18ページは現況写真を添付しております。

19ページをご覧ください。譲受人●●さんの土地利用計画書を添付しておりますので、内容を説明させていただきます。農作業は2人で従事する予定です。経営面積は、畑3,726㎡で、合計も同じです。営農計画概要等についてですが、荒れた農地を改善し、取得した農地で大根、玉ねぎ、きゅうり、トマト、すだち、梅等を栽培します。2020年を目途に販売業をやめ、神山町へ移住する予定です。以下の項目については記載のとおりでございます。

21ページをご覧ください。●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明します。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、現在●●さんの所有農地、借入農地はありません。これから農地を取得して農業を始める予定です。

22ページをご覧ください。作付予定作物、作物別の面積についてですが、申請地取得後は大根、玉ねぎ、トマト、きゅうり、すだち、梅を記載の面積のとおり栽培する予定です。農機具の所有状況は、耕耘機を1台所有しています。また、トラクター、耕耘機、トラックを自己資金にて購入予定です。住所地から申請地までの通作距離は24.6kmです。

23ページをご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は本人100日、妻50日であり、世帯等で耕作に必要な日数100日を満たしておりますので問題はないと思われれます。続いて、23ページ中段の下限面積要件についてですが、今回本件で取得する面積は3,726㎡で神山町の下限面積1,000㎡を満たしています。以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

24ページ25ページには譲受人の●●さんの住民票を添付しております。

受付番号3番の説明は以上です。」

議長「ただいまの説明に関連して、担当委員の1番相原利章委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

相原委員「先日3月の末に相原局長と阿部さんと引渡し人のお母さんと4人で現地調査を致しました。家の前はほとんど野菜を作っておりますので別にどうにかしなくても作物が作れます。後の地番原野みたいになっているところは開墾していろいろと植えるということで別に問題ありませんのでよろしくお願い致します。」

議長「ありがとうございました。ただいま議案第6号受付番号3番について説明、意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」

森昌槻委員「譲受人の方と譲渡人の方は何か関係はあるのですか。それとも全然関係関係なく。どういう話してこのようになったかそのあたりお分かりですか。」

相原委員「ちょっとわからない。別に何も無いと思うんやけど。」

阿部主査「申し訳ないです。そこの話につきまして関係性とかも、そこまでは確認できていないです。」

議長「そのほか何かご質疑ありませんか。」

森本委員「●●さんというのは、●●の●●地域の姓の人だろうと思うんやけど、●●●●さんとはどこの家になりますか。わかりますか。」

相原委員「家は、●●●でおばあさんがおるけどな。元々の家は●●にある。●●●●さんの下やわ。役場に来よった人の家。」

森本委員「お母さん●●●でパーマ屋しよんかな。」

相原委員「パーマ屋しよ。家ちょいちょい帰って野菜や作っている。そこの息子。息子が●●にでとんよ。」

森本委員「息子さんになるんやな。わかりました。」

議長「よろしいですか。そのほか何かご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ありませんので、議案第6号農地法第3条の規定による許可申請についての受付番号3番は原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第6号農地法第3条の規定による許可申請について受付番号3番は原案のとおり決しました。」

6. 議案第7号について

議長「議案第7号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。それでは、事務局に議案の朗読、説明をお願いいたします。」

局長「議案書26ページをご覧ください。(議案内容を朗読)
議案書の27ページから29ページをご覧ください。」

(内容について朗読)

新規案件についてのみ、補足説明をさせていただきます。

番号21について説明をいたします。借人の●●●●さんの世帯の構成員は2名で2名が農業に従事しています。年間の農業従事日数は100日です。農機具の所有状況は小型耕耘機2台、刈り払い機2台です。

続きまして番号22について説明をいたします。借人の●●●●●さんの世帯の構成員は2名で2名が農業に従事しています。年間の農業従事日数は300日です。農機具の所有状況は管理機1台、草刈機2台です。

番号23について説明をいたします。借人の●●●●●●●●●●●●●●●●●●では5名が農業に従事しています。既に他市で3,906㎡の借入地があります。年間の農業従事日数は40日です。農機具の所有状況は耕耘機1台です。

番号29については、再設定に1筆追加になるので省略致します。

説明は以上です。

議長「ありがとうございました。ただいま議案第7号について説明をいただきました。番号22については加藤委員が借人となっております。農業委員会等に関する法律第24条の規程に基づき、議事参与の制限があるので番号22とそれ以外のものと分けて審議を行います。まず番号22の審議を行いますので、当該審議開始から終了まで加藤委員さんには退席をお願いいたします。」

(加藤委員退席)

議長

「議案第7号の番号22について、ご質問ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長

「質疑ありませんので、議案第7号の番号22については原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第7号の番号22については審議を終了します。加藤委員さんに戻って頂き引き続き審議致します。」

(加藤委員着席)

議長「それでは、引き続き議案第7号の番号22以外のものについて審議を行います。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑がないようでありますので、議案第7号の番号22以外のものについて原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので議案第7号の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画は原案どおり決定し、町長に答申することに決しました。」

7. 議案第8号について

議長「議案第8号農地利用最適化推進委員の辞任届についてを議題とします。事務局に議案の朗読をお願いいたします。」

局長「議案書の30ページをご覧ください。」

(議案朗読)

議長「それでは、事務局より推進委員の辞任届について説明をお願いいたします。」

局長「それでは、説明をいたします。」

平成30年3月9日付けで、会長宛に農地利用最適化推進委員の辞任届が提出されました。農業委員会等に関する法律第23条に、「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。」とあり、今回農業委員会の同意を得るため、議案として提出するものでございます。

31ページをご覧ください。

(届出を朗読する)

推進委員の辞任届についての説明は以上です。

議長「ありがとうございました。ただいま議案第8号について説明をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ありませんので、議案第8号は「同意する」ことに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第8号 農地利用最適化推進委員の辞任届については「同意する」ことに決定いたします。」

議長「以上をもちまして、本日の議題を全部終了いたしましたので閉会いたします。」

(閉会時刻 午後3時5分)

この議事録は、事務局長をして調整せしめたもので、会議の内容に相違なきことを証するため署名する。

神山町農業委員会

会 長

9 番委員

10 番委員